

福岡市公報

令和 8 年 9 月 17 日 第 7270 号

発行所

福岡市中央区天神一丁目 8 番 1 号

福岡市役所

(総務企画局行政部法制課)

発行日 毎週月・木曜日

目次	ページ
規則	
○福岡市会計帳簿諸表等様式規則の一部改正（第 59 号）	1
○福岡市建築関係手数料条例施行規則の一部改正（第 60 号）	3
告示	
○地方税共同機構に行わせることとした特定収納事務に係る歳入等（第 185 号）	3
○指定管理者の代表者の変更（第 186 号）	3
公告	
○開発行為に関する工事の完了（第 241 号）	4
○開発行為に関する工事の完了（第 242 号）	4
○開発行為に関する工事の完了（第 243 号）	4
○マンション等売却組合の解散の認可（第 244 号）	5

福岡市会計帳簿諸表等様式規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和 8 年 9 月 17 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第 59 号

福岡市会計帳簿諸表等様式規則の一部を改正する規則

福岡市会計帳簿諸表等様式規則（昭和 39 年福岡市規則第 21 号）の一部を次のように改正する。

別記様式第 20 号の 3 を次のように改める。

様式第20号の3 納入通知書（一般用、機械処理分 財務会計システム用）

納入(返納)通知書兼払込書

[illegible]

納期限	
-----	--

件名

上記の金額を本紙に記載している納入場所(収納機関)で納めてください。

④ 福岡市 収納済通知書

加入者名	福岡市役所	口座番号	01770-4-960203	納入金額	16
収納機関 番 号		納付番号	29		
納 期 限		市区		局	

33

1	機番	3	年度	5	区	6	課定(戻入)番号		費目		領収日付印
担当課											
件名											
納入者等											
C/P 印刷											
当表額を訂正した場合は、バーコードの印がなくなる場合、バーコードの読み取りが出来ない場合、コンピュータシステム上で読み取れない場合があります。 (本部隊)											

注)金額を訂正した場合、バーコードの印字がない場合、バーコードの読み取りが出来ない場合、コンビニエンスストア等ではお取扱いできません。(本部控)

(収納機関→取りまとめ店→福岡市保管)

この収納済通知書は直接機械に読み込まれますので汚さないようにしてください。

福岡市 原符

加入者名	福岡市役所
口座番号	01770-4-960203
納期限	

納入金額	
納入者等	
固定(買入) 番 号	
納付番号	
担当課名	領収日付印

(店舗控) この一片は収納機関で保存してください。
(金融機関控)

福岡市 領収書(公)

加入者名	福岡市役所
口座番号	01770-4-960203
納 期 限	
納 入 者 等	
件 名	
納入金額	
納付番号	
本書のとおり領収しました。	
領収は付印	

本書のとおり領収しました。
領収日付印

(納入者等保管) 収入印紙不要
この領収書は収納機関の領収日付
印によってその効力を生じます。

附 則

この規則は、令和8年9月24日から施行する。

福岡市建築関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則を制定し、ここに公布する。

令和8年9月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

福岡市規則第60号

福岡市建築関係手数料条例施行規則の一部を改正する規則

福岡市建築関係手数料条例施行規則（平成12年福岡市規則第81号）の一部を次のように改正する。

第3条第1項第1号中「9の項まで」の次に「及び別表第10の1の項から3の項まで」を加え、同項第2号中「及び別表第4」を「、別表第4及び別表第10の1の項から3の項まで」に改め、同項第3号中「別表第1」の次に「及び別表第10の1の項から3の項まで」を加え、同項第4号中「及び別表第4」を「、別表第4及び別表第10の1の項から3の項まで」に改める。

附 則

この規則は、公布の日から施行する。

告 示

福岡市告示第185号

地方自治法第243条の2の7第2項の規定に基づき、次のように特定収納事務を地方税共同機構に行わせることとしたので、同条第3項の規定により告示する。

令和8年9月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 地方税共同機構による特定収納事務の開始日

令和8年9月24日

- 2 特定収納事務に係る歳入等

地方自治法第243条の2の7第2項に基づく総務省令に定める方法により納付されるもの

福岡市告示第186号

公の施設の指定管理者から令和8年福岡市告示第31号により告示した事項について変更の届出があったので、福岡市健康づくりサポートセンター条例第18条後段の規定により次のように告示する。

令和8年9月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

区 分	公の施設の名称	指定管理者の 名称	指定管理者（共同事業体の 構成団体）の代表者の氏名	変 更 年月日
変更前	福岡市健康づくりサ ポートセンター	福岡市医師会・鹿島建物 共同事業体	代表取締役社長 山本 和雄	令和 8 年 6 月 26 日
変更後			代表取締役社長 小林 宏彰	

公 告

福岡市公告第241号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 17 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市東区松島五丁目4区2番1及び4区2番2
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市東区箱崎三丁目10番18号
川嶋 久五郎

福岡市公告第242号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公告する。

令和 8 年 9 月 17 日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市早良区干隈六丁目929番5、930番1及び930番5から930番7まで
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市城南区干隈二丁目30番9号
宗 徳美

福岡市公告第243号

次の開発行為に関する工事が完了したので、都市計画法第36条第3項の規定に基づき公

告する。

令和8年9月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 開発区域に含まれる地域の名称
福岡市早良区大字小笠木1176番1
- 2 開発許可を受けた者の住所及び氏名
福岡市早良区四箇六丁目25番63-101号
後藤 央明

福岡市公告第244号

マンションの再生等の円滑化に関する法律第137条第4項の規定に基づき、マンション等売却組合の解散を認可したので、同条第5項の規定により公告する。

令和8年9月17日

福岡市長 高 島 宗 一 郎

- 1 組合の名称
新長浜団地マンション敷地売却組合
- 2 解散の認可の年月日
令和8年8月10日

